

# 北海道で使用する農業用貨物自動車の 車検期間伸長に関する要請

北海道の農業は、食料の安定供給や国土・環境の保全など多面的機能を発揮するなど重要な役割を果たしています。しかしながら、我が国の農畜産物は、TPPや日EU・EPA協定の発効により、大幅に市場開放され、牛肉などの輸入量は増加し、国内生産に影響を及ぼしつつある状況です。さらに、日米貿易協定の交渉も開始され、TPPを上回る水準で農畜産物の市場開放が行われることが懸念されます。今後は安価な輸入農畜産物が国内に出回り、国内の農畜産物価格の低迷が予測されるなど、厳しい経営環境に晒される恐れがあります。

経営規模が大きい北海道では、農業用に使用する自家用貨物自動車を1戸で1台以上所有しており、年1回の車検等に要する費用も負担となっています。

このため本連盟は、都府県に比べ雪に覆われる農閑期が長く、使用期間や走行距離が短い実態などを踏まえ、農業用貨物自動車の車検期間の延長を長年にわたり国に求めてきました。その結果、2012年（平成24）に北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の特例として、農業用貨物自動車の車検期間伸長が取り上げられ、法改正等を経て2014年（平成26）4月から十勝管内において「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」がスタートし、2017年（平成29）から5年間延長されることとなりました。

しかし、データ収集に必要となる調査表の回収数は、対象車両とされる台数を大幅に下回ったまま推移しています。このため、農業者や関係団体等の理解と協力の下で、活用事業における指定件数の拡大を円滑に進めるとともに、速やかに調査データの集積及び調査・分析をされ、検証結果を公表されることが求められています。

つきましては、早期に北海道全域で農業用に使用する自家用貨物自動車の車検期間の伸長が図られるよう、下記事項を要請致します。

## 記

1. 北海道において農業用に使用している自家用貨物自動車（8トン未満の中型自動車）について、使用実態などを十分考慮して、車検期間を自家用乗用自動車並み（初回3年、以降2年）に伸長すること。

2. 自動車の耐久性が向上している実態などを踏まえ、車検及び法定点検等における検査項目等について、より一層簡素化すること。

3. 「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」について、事業の円滑な推進やデータ収集が可能な限り短期間でスムーズに行なわれるよう申請手続きや事務の簡素化などを図ること。

(1) 「活用事業」への理解と協力を求めるため、再度、説明会の開催など普及活動を推進するとともに、事業申請における事務手続きの簡素化、保安基準適合標章の交付方法などを改善すること。

(2) 車検伸長に用いるデータ調査表の収集については、現状を踏まえた集計数を提示して進めること。

また、調査表の回収数を高めるため、指定整備事業者の理解と協力を得るとともに、調査表の記入項目などを簡素化すること。

(3) データ収集後は調査・分析を早急に行い、検証結果を公表し、車検期間伸長に資すること。

2019（令和元）年8月

北海道農民連盟  
委員長 西原正行